

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年4月7日（令和7年（行個）諮問第90号）

答申日：令和8年6月19日（令和8年度（行個）答申第68号）

事件名：本人に係る「使用者による障害者虐待に係る情報提供」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月3日付け東労発総個開第6-1062号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

原処分を取り消し、「本件公文書の公開をする。」との決定を求めます。

開示請求書面における事情確認、聴取票、結論が黒塗りされており、開示請求の趣旨に反する。私が記載した「開示する保有個人情報」の内容において、削除してはならない部分まで削除され記載されている。特定市役所及び東京都の担当への結果報告不備の理由に当たる文面がない。私に証拠確認を含めた聞き取り調査が労働局側から入ると聞いていたが、一切無い故、勿論どのような結果になったかもわからない等他にも不作為に当たる行為が多数散見されたが、詳細は後日提出とします。

(2) 意見書

ア 審査請求の趣旨

私、審査請求人は、令和6年10月3日付け東労発総個開第6-1062号による不開示決定及び調査・報告等に関し、（ア）処分庁の不作為確認の申し立て（イ）原処分の取消し 以上、2点を求め

る。

イ 審査請求の理由

(ア) 趣旨：処分庁の不作為確認の申し立て

a 理由

(a) 処分庁から私、審査請求人に対しての詳細の聴き取り及び証拠確認の不作為

経緯として、令和4年特定月日特定時間～2時間半くらい、特定市役所特定部特定課に訪問。障害者虐待防止法を根拠に通報した。審査請求人としては客観的な証拠もあるので、行政処分・指導是正勧告を求めている。

今回は軽く聞き取る程度だけど、東京都&労働局あたりから更に細かい聞き取り調査があるから証拠書類用意しといてと言われる。

結果、何の音沙汰もない状態が続き、こちらに詳細聞き取り及び証拠確認はされなかった。

その後、下記(b)により、私の知らぬまま一方的に処理されていたことが判明した。

本件、煩雑な内容であり、通報した特定市側からも「更に細かい聞き取り調査があるから証拠書類用意しといて」と言われたことから、まずは処分庁側から審査請求人に対し、詳細な聴き取り及び証拠書類関係の確認をしてから事業所側に聴取を行うべきであり、その上で行政処分・指導是正勧告を厳正になされるべきである。

付言として、対応は特定室から公共職業安定所ではなく、労働基準監督署特定課として対応すべき事項ではないかと思われ（労働基準法、労働安全衛生法、刑法にも抵触している事が労災申請の過程で発覚した）、なぜ面接方式で行われているのか。

(b) 処分庁からの終了後の報告不作為

令和6年特定月日A特定時間～再度特定市役所特定部特定課に訪問・再確認。何の連絡も来ていないということで確認願い。

令和6年特定月日B特定時間～再度特定市役所特定部特定課より連絡があり、「東京都に再度報告したところ、東京労働局特定部特定課特定係とのやりとりをお願いします」と言われる。東京都側も特定市側も処分庁（東京労働局）側からは連絡は来ていないとの事だった。

令和6年特定月日C特定時間～東京労働局特定部特定課特定係と電話やり取り。「処理しました」の一点張り。東京都に報告→特定市に報告という経緯すら踏んでいなかったのが苦情を

申し立てる。

以下、処分庁側の返答として、「電話は受けるけど、何度やっても結果は一緒ですけどネ」と嘲笑われ、何言おうが無駄だよというような対応であった。

尚、本件に関する教示などの対応は以後、一切行われていない。特定市役所に通報してから約2年弱放置されての事である。

上記（a）及び（b）の対応は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室が発布している手引きは基より、事務連絡（障害保健福祉部）令和4年8月23日「障害者に対する虐待の相談・通報への対応の徹底について」の主旨にも反している。これは各都道府縣市町村向けであるが、発令者の厚労省である、直轄の処分庁は該当しないという事はなく、当然に徹底すべきことである。

以上の事から、適切な対応がなされていない不作為の極みである。処分庁関連に申し立てても一向にらちが明かないのでこちらにて厳正・適正な対応をして頂きたく、請求申し立てとさせていただきます。

（イ）原処分の取消しの申し立て

a 理由

処分庁から私、審査請求人に対しての不開示決定に関する処分は、過剰な黒塗りで障害者虐待被害者の「知る権利」を妨害するものであり、かつ事業所側の不当・違法及び処分庁側の不作為を援助・助長・促進するものなので取り消されるべき処分である。

上記（ア）（a）及び（b）の不作為行為の流れ、事業所側からの概要を知ろうと開示請求を行ったが、要の部分が全部黒塗りで全く何をなされたのか分からなかった。

以下、諮問庁は不開示理由として下記事項を挙げている。

- ①審査請求人以外の特定の個人の氏名及び職名等
- ②特定事業場の主張内容、提出資料等
- ③特定事業場の情報

尚、別途、同一内容で労災申請を行っており、現在再審査請求中である。審査請求中の裁決文において、事業所側の利害関係人4名の虚偽報告とともに、事業所側証言者2名による偽証も発覚、詳細はこちらでは割愛するが、処分庁側の杜撰ともいえる調査も判明、証拠も殆ど確認せず、事業所側の申述のみで判断し、こちらの人格否定ともとれる裁決文が私のもとに届いた。再審査請求により聴取内容の全容も明らかとなり、上記不開示

情報に更なる詳細を添えて開示されることとなる。本件調査する内容と相違ない為、上記①②③の不開示事由は払拭されると解されるので、本件においても上記の不開示情報は開示されるものである。障害者虐待の被害に遭った私としては、上記情報は開示されるべき情報である。

その上で開示理由を下記に示す。

①においては開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、労災申請等でも通報でも個人名を挙げており、労災再審査請求でこちらに全面開示される書面と同一内容と解され、ただし書イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であり、審査請求人が推認できる情報であると認められる。当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、誰かは判明できるものであり、各関係者の個人名は開示しても不利益になる情報ではない。又、ただし書ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であると言え、審査請求人が知り得る情報であると認められると解される。

②においては「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある情報」となっているが、事業所側と審査請求人との間には天と地ほどの差の力関係が有り、審査請求人が事業所側に対し当該利益を害しようがない。逆に審査請求人が害されている。これはただし書 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」に該当すると共に、労災再審査請求でこちらに全面開示される書面と同一内容と解され、審査請求人が推認できる情報であると認められる。これを開示しても、事業者側が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。これらの部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、事業所側の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないと解される。

③においては「職安の要請を受けて、開示しない条件で任意に提供されたもの、通例開示しない情報」となっているが、こちらと同じく、労災再審査請求でこちらに全面開示される書面と同一内容と解され、審査請求人が推認できる情報であると認められる。これを開示しても、障害者雇用推進法関係法令に基づく指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとも認

められない。今回は通例開示しない情報に当たらないと解される。

したがって、法律と法令に従って過剰な不開示（黒塗り）等にならないようにその内容を開示するべきである。

労災申請再審査請求で全面開示の書面はでてくるものの、本件の方では調査結果や聴取書の録取結果が黒塗りになっており、本件においては反論が適切に行えない。パワハラ（障害者虐待）を認めたのか、認めてないのか、どの程度把握しているか等について本件においては全くわからず、開示をお願いしたい。

特に、各種の聴取録について、上記要件を精査しても尚、非開示部分が出てしまう場合、一律に中身を真っ黒に塗り固めるのではなく、文書内容を吟味され、「この部分は開示OK、この部分は不開示・・・」のように、細やかなご対応をされる事を求める。

結論として、再度審査請求人の所持している証拠を確認したのちに行政処分・指導是正勧告を求めるとともに、黒塗り部分の全面開示を求めたい。

諮問庁におかれては、最上級庁として、処分庁に対しての監督指導方よろしくお願い申し上げます。

以上、諮問庁にも総務省審査会事務局にもお手数おかけしますが、適正・厳正な対応をお願い申し上げます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年8月28日付け（同年9月6日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁が、令和6年10月3日付け東労発総個開第6-1062号により原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年12月27日付け（令和7年1月6日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるため、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①の不

開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名及び職名等が記載されており、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項3号イ及びロ該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②の不開示部分には、特定事業場の主張内容や提出資料等が含まれている。これらの情報は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、法78条1項3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、公共職業安定所の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、これらの情報は、同項3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②及び③の不開示部分には、特定事業場の主張内容等の情報が含まれている。これらの情報は、開示することにより、法人等の関係者が労働局に対し事実を述べることや関係資料を提出することなどについて非協力的となるなど、障害者雇用促進法等関係法令に基づく指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）を指す。）の「4 審査請求の趣旨及び理由」において、「削除してはならない部分まで削除され記載されている。」などと記載しているが、法に基づく開示請求については、法78条1項各号に基づいて開示、不開示を判断するものであり、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性については、上記（2）で述べたとおりであり、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年4月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 同年5月15日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和8年6月4日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番2の3欄に掲げる部分は、事情確認・聴取票の聴取内容に回答した内容の一部であり、審査請求人に係る客観的事実について記載されているにすぎない。このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、特定事業場から聴取した内容が明らかとなり、特定事業場を始めとする事業主等が事情確認等に関して非協力的となるなど、障害者の雇用の促進等に関する法律等関係法令に基づく指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条1項2号該当性について

通番1の不開示部分は、「使用者による障害者虐待に係る情報提供及び関連資料」の一部である事情確認・聴取票に記載された事情聴取の対象者職氏名である。

当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない

ことから同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 法78条1項7号柱書き該当性について

通番3の不開示部分は、「使用者による障害者虐待に係る情報提供及び関連資料」に記載された行政内部の判断であり、通番2の不開示部分（別表の3欄に掲げる部分を除く。）は、関連資料の一部である事情確認・聴取票の記載である。

当該部分を開示すると、障害者虐待事案の処理に係る対応方針が明らかになる、又は特定事業場から聴取した内容が明らかとなり、特定事業場を始めとする事業主等が事実確認等に関して非協力的となるなど、障害者の雇用の促進等に関する法律等関係法令に基づく指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、通番2の不開示部分（別表の3欄に掲げる部分を除く。）においては、同項3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同項3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

本件請求保有個人情報記録された文書

審査請求人が勤務していた特定事業場各関係者による組織的な障害者虐待により、特定障害から特定疾病にさせられた件についての使用者による障害者虐待申請書及びそれに係る関係書類・資料一切。

- ①令和4年特定月日付けで、審査請求人が特定市役所特定部特定課に障害者虐待の届出をし、受理後の特定市→東京都→東京労働局への届出書等関係書類、東京労働局及び関係行政と事業所（特定事業場）のやりとりに関する調査指導関係の報告書及び指導書等の関係書類、東京労働局から東京都への報告書等の関係書類の収集及び作成した、一連の流れの調査・指導・報告書、及び資料一切。

別表

1 文書名等		2 不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
文書番号及び対象文書名	頁	該当部分	法78条1項各号該当性	通番	
文書1 使用者による障害者虐待に係る対応部署決定通知及び関連資料	1ないし6	なし	なし	—	—
文書2 使用者による障害者虐待に係る情報提供及び関連資料	7ないし12	① 9頁4行目1文字目ないし7行目最終文字	2号	1	—
		② ・9頁「2 聴取事項に回答した内容」欄1行目1文字目ないし20行目最終文字 ・10頁目1行目1文字目ないし9行目最終文字 ・10頁目11行目1文字目ないし17行目最終文字	3号イ及びロ、7号柱書き	2	・9頁「2 聴取事項に回答した内容」欄2行目1文字目ないし6行目34文字目、8行目1文字目ないし10行目最終文字、14行目1文字目ないし18行目最終文字
		③ ・8頁「4 労働局における虐待の判断」欄1文字目ないし4文字目 ・11頁「障害者虐待の有無」欄1文字目ないし8文字目 ・12頁「障害者	7号柱書き	3	—

			虐待の有無」欄 1 文字目ないし 8 文 字目			
--	--	--	-------------------------------	--	--	--

(注) 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。